



東京税理士会日本橋支部会報

第102号

平成16年1月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホック人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

発行人 支部長 河原 邦文

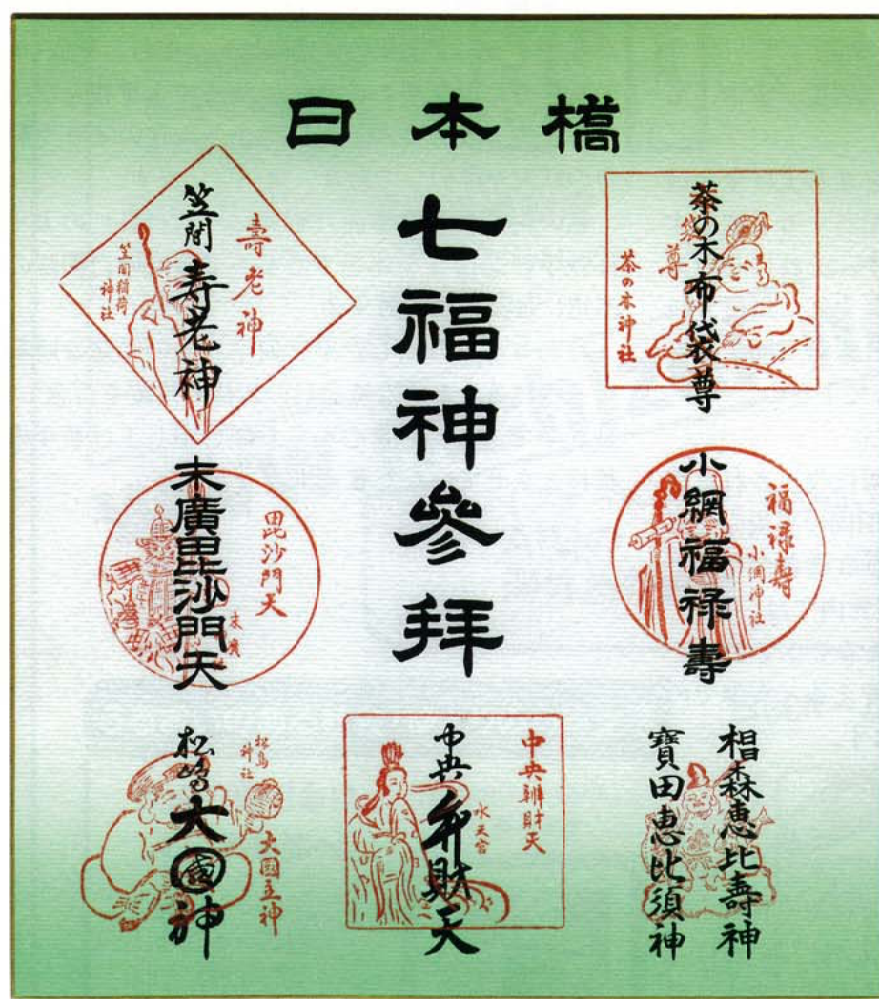
編集人 副支部長 浅野 汜子

印刷 (株) 税経

謹賀新年

本年もよろしくお願いいたします。

平成16年元旦



お江戸日本橋七福神

東京税理士会 日本橋支部

支部長

副支部長 (総務部長)

〃 (研修部長)

〃 (広報部長)

〃 (組織部長)

〃

〃

〃

河原 邦文

成田 一正

中島 美和

浅野 汜子

池上 悦次

吉村 博一

高橋 保

池田 明治

東京税理士会

理事

〃

〃

〃

浅見 達雄 (支部選出)

木下 純一 (支部選出)

岡田 昇 (支部選出)

荒木 慶幸 (支部選出)



年頭のご挨拶

支部長 河原邦文



新年明けましてお目出とうございます

さて、税理士界はいろいろと激動の年になるのではないかと思います。まず、最初に

1.電子申告の対応（ICカードの取得を）

6月より東京国税局管内で「国税電子申告、電子納税」が実施されます。

日税連では、今月に認証局を立ち上げ全会員に電子証明書（ICカード）を配布する手順をするのですが進行が遅いようです。それに必要なカードリーダーは、日税連が各支部に無償で設置することになりますので、日本橋支部会員の先生はICカードの取得申請をして下さい。

2.消費税改正の対応

平成15年度に消費税法が大幅に改正されたうちの一つに、今年4月より基準期間の課税売上高1,000万円以上3,000万円以下の事業者が全国で140万社があり、日本橋税務署管内では、法人、個人で約3,000事業者が対象になるそうです。

税理士会では業務の独占を考えると支部での消費税の対応が必要かと思います。

3.中小会社の計算書類の適正性の確保

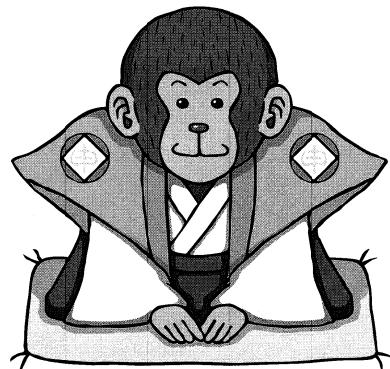
東京税理士会は、「会社法制の現代化に関する要綱試案」の中で資本金1億円以下かつ負債総額200億円未満の中小会社に対しては東京税理士会が提案する中小会社（譲渡制限会社）における「関与証明報告制度」を法定化する意見書を法務省に提出した。中小会社の計算書類の信頼性を向上させ経済取引を円滑かつ活発化する効果が期待できる。東京税理士会で推奨している三井住友銀行の融資（クライアントサポートローン）に添付する中小企業会計基準に関するチェックリストと同様に「関与証明報告書」が金融機関で生かせれば良いのではないかと考えます。

今年の干支は、申年・1月1日生まれの私は年男であります。

昨年6月に「50才代の日本橋支部長に私が初めてなりました」と就任の挨拶を書きましたらもう半年がたち、還暦を迎えました。年男のことは、今から12年前に支部報「にほんばし」66号、平成4年の新年号に「年男の決意—いつまでも平和と自由を」を書きましたが、湾岸戦争と現在のイラク戦争の状況が酷似しており、驚いています。

私の生まれた60年前（昭和19年1月1日）の太平洋戦争の悲惨さを連想させるので今度の自衛隊の派遣には反対であります。

終わりになりましたが、何卒、この多難な時勢にも負けることもなく会員の皆様の飛躍を祈念し、良き年であることを心からお願い申し上げ新年の挨拶とさせていただきます。





新年のごあいさつ

日本橋税務署長 松尾 敏三



新年あけましておめでとうございます。平成16年の初めに当たり、東京税理士会日本橋支部の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

河原支部長をはじめ、役員の方々並びに会員の皆様には、平素から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

特に、確定申告期や税を知る週間における無料相談では、格別のご配慮をいただいております、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、江戸開府400年を記念し、日本橋地区を中心に各種行事が実施され、「日本橋」が改めて注目された年ではなかったかと思えます。

私ども税務を取り巻く環境をみますと、経済・社会情勢の急激な変化、行政の基本的な在り方や国民の皆様のニーズにより、ここ数年、様々な分野で大きな変化がみられます。そういった中で方向性を見失うことなく的確に対応していくためには、従前にも増して組織力を最大限に活かした横断的な対応が必要であると感じた一年でございました。

年が明けまして、間もなく所得税・贈与税・個人事業者の消費税の確定申告時期を迎えます。平成15年分の確定申告につきましては、納税者の皆様のニーズを踏まえ、2月の日曜日2回に限り、確定申告書作成のためのアドバイス、申告書の収受及び用紙の配付を実施することとしております。会員の皆様におかれましては、例年同様、自書申告の一層の推進、申告書の早期提出、振替納税の推進につきまして、ご協力をお願い申し上げます。

また、電子申告・電子納税につきましては、本年は2月に名古屋国税局において導入され、6月には日本橋税務署を含めまして全国に拡大されます。日本橋支部におかれましては、積極的に研修会を

開催されるなど、電子申告・電子納税への対応を進めておられると聞いております。私どもといたしましても、皆様との連絡を密にし、電子申告・電子納税の円滑な導入に努めてまいり所存ですので、ご協力をよろしくお願いいたします。

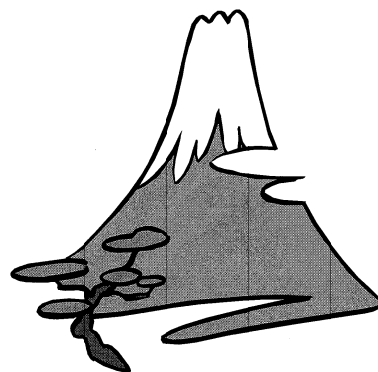
さらに、本年4月からは、改正消費税法が施行されます。免税点の引き下げに伴い、消費税の納税者が大幅に増加することが予想されるほか、総額表示の義務化など、多くの事業者の皆様に影響を及ぼす事項を含んでおります。日本橋支部の皆様には、顧問先への指導を含めまして、改正消費税の円滑な導入につきましてもご協力をお願い申し上げます。

ところで、本年は「甲申（きのえ・さる）」の年だそうです。

「甲」は草木の芽が殻を破って発現した象形文字で、物事の始め、新しい生命力の新たなる創造という意味があり、「申」は「伸」と同じで新しい勢力が伸びる、新しい動きが出てくるという意味があるようです。

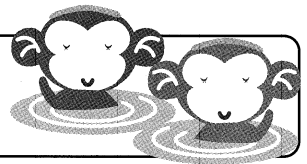
平成16年が新しい生命力に満ち溢れた活気ある一年となることを期待しますとともに、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、新年のあいさ

つとさせていただきます。



年男・年女

新春随想

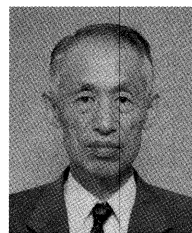


ゝ 来し方 、 回顧

竹下三武郎

平成16年の今年は甲申（きのえ・さる）で年男に当たるため誕生日が来れば満84歳となる。振り返って見ると大正・昭和・平成と激動の時代を生き大変な人生であったと思う。生れた年の大正9年の申年は庚申（かのえ・さる）ですが1月には第一次世界大戦が大正7年11月に終結したのを受けて国際連盟が発足し5月には日本最初のメーデーが上野公園で行われ又、マルクスの「資本論」が発表され、映画では松竹・帝キネなどの会社が創立されている。又「メーデーのうた」、「ゴンドラの唄」、「命短し」、「十五夜お月さん」、「叱られて」、「しゃぼん玉」などの歌が作られて流行した。小学校を卒業し旧制中学に入学した昭和7年3月には満州国建国宣言があり5月には海軍将校らが犬養首相を射殺した5・15事件が起こり翌年の昭和8年には日本は国際連盟を脱退した。この年ドイツではヒトラー内閣が成立しナチ政権が誕生している。旧制中学を卒え大学予科に入った昭和12年の7月には日中戦争の発端となった廬溝橋事件が勃発し12月には日本軍が南京を占領し昭和13年には国家総動員法が公布され昭和14年には「ノモンハン事件」、翌昭和15年9月日本軍は北部仏印に進駐し、又、ベルリンで日独伊3国同盟締結、10月には大政翼賛会が発会と戦争色が強まり昭和16年12月8日遂に太平洋戦争が勃発し翌17年9月には大学を繰上卒業となり学徒兵となって少尉に任官して南方に出征。ジャワ島の東のスンバワ島に駐留した後、マレー半島に転進してシンガポールの守備についたが終戦。終戦後英軍の捕虜となり無人島に送られ飢餓の極限を体験して昭和21年6月祖国に帰還。戦後の混乱を生き大学同期の友人2人と会計事務所を立ち上げ今日に到っています。昭和28年税理士登録と共に日本橋支部に所属し当時の相沢与吉支部長の許で幹事を数回勤めましたが日本橋支部には業界の大

物である前川万治郎、住田金作、三宅則義、加納清、木下一平等の先生方が居られ毎年の総会や懇親会は盛大でした。塩原や熱海の温泉での親睦会も思い出です。当時の仲間は次々と鬼籍に入られ健在な方々は中島重敏、井上保、渡部至の各先生方位でしょうか。若かりし日の先生方が思い出されます。ここ3・4年商法も税法も企業会計も目まぐるしく変わり変革に対応するのに追われ「老兵は消え去るのみ、かと思ひ乍ら戦中戦後の荒波を乗り越えた自負もあり自分の決める引退の日までは頑張るのだと平常通り事務所に出勤している申年男の毎日です。



新年雑感

五関貞明

正月三が日も穏やかな好天に恵まれ、今年もまずは平安な滑り出しかと慶賀申し上げます。

初詣にと近所の社寺を訪ねましたところ、例年にまさる人出、しみじみと健康で平凡な日々を送れることに感謝した次第。

参詣のしるしの御礼の受付にも人の列、みると「交通安全」、「合格祈願」も多いが、何といっても定番は「家内安全」、「商売繁昌」でしょう。一家にとってはこれさえ叶えば、満点とまではいかないまでも、まあ満足といえるのではないのでしょうか。

国家にとっては、さしずめ「治安や安全保障」と、「産業立国とか経済発展」という課題になるかと思われませんが、わが国も、原点に立ち返ってその目標を達成、成就できるよう願って止みません。

年男といえば12年を周期とする節目ですが、平成に入ってから日本経済を振り返ると、「失われた10年」とか「不況の10年」といわれて久しく、また、社会の状況も、事故・犯罪・不祥事などと、漠然とした将来への不安からくる不確実性と自信

年男・年女

新春随想



喪失の時代を過ごしてきた感があります。

しかしながら、過去の歴史からみれば、このようなことを何度かくり返していくうちに世の中が変化し、発展を遂げてきたことも事実です。

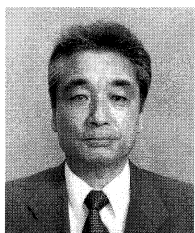
普段、私たち素人は、スポーツにしろ、囲碁将棋にしろ攻めることには夢中になれるが、いざ守りとなるとお留守になりがちです。この時期入社した新入社員たちは、守勢一方の防御だけを覚え、攻撃方法を知らないと言われていています。

幸か不幸か、人は老年に向かうにつれて自然と欲が薄れ、攻撃より防御に関心が移ってくるものです。若いうちは気力が旺盛で、毎日の生活に変化がなく単調なのを嫌ったが、年をとってからは無事は何より有難いと感じるようになってきます。良寛の言葉を借りれば、「欲なければ一切足り、求むる有りて万事窮す」ということでしょうか。

また、その一方では、人間誰しも常に何かを知ろうとすることへの欲求は止まず、それ故に、自分にとって思いもよらぬ事実に出合うと、驚きとも感激ともつかぬ好奇心に掻き立てられるものです。

まさに、好奇心こそが生活での起爆剤であり、ちょっと広めの好奇心があれば違う世界が見えてこようというものです。

申は「悪事が去る」に通じ縁起が良いとされていますし、また、株式相場の世界では、申は「伸びる」の意とか、「申西、騒ぐ」とかいわれて、結構賑わいをみせ、勢力の確執から荒れ模様になりやすいとのことですが、果して今年はどうなることやら。あまり調子に乗り過ぎて、「猿も木から落ちる」にならないよう注意が肝要と思いながら筆を止める次第です。



新春にあたって 平和への願い事

下村信義

日本橋支部会員の皆様、明けましておめでとう

ございます。

年末に支部会報新年号に「年男」という題でと原稿を頼まれ、正月休みに駅伝を見て一杯やりながら書けばと先延ばしていたが、年明けに荷物を持ち上げた途端腰に痛い痺れが走りギクとなり立てなくなってしまった。

初詣に参拝してきたのに正月早々縁起でもないと思ったところ、そういえば男の昭和19年生れは厄年なるものと神社に掲げてあったのです。一杯やりながら原稿書きをするなどと、不謹慎なことを考えたのではと反省し、もう一度厄落に参拝しなければと思っている次第です。

ところで申という字にはもともと伸びる、重ねるという意味がある。特に平成16年の干支・甲申（きのえ・さる）は非常に才覚にあふれた知恵猿を表している。猿にちなんだ神社といえば、赤坂の日枝神社が有名で御神猿が安置されている。

年表で60年前の甲申の年を遡ると昭和19年に当り、私の生まれた年である。この年は太平洋戦争の真っ只中にあり、まさに国を挙げての戦時体制であった。私は空襲爆撃の中、東京下町で生まれました。家は焼かれ母親は私を背負い着の身着のまま、食物もなく、逃げ惑っているうちに、ぐったり動かなくなったので死んでいると思ったが、しかし赤ん坊がいるとミルクの支給があり、母親はそのミルクを飲み、私は母乳を飲んで生き延びたという話をよく聞きました。戦争の悲惨は二度と体験したくないと言っています。

一方、現在の世界に眼を転ずれば、昨年3月にイラク戦争が開始されてから、僅か2ヶ月余りで終結宣言が出されたにも拘わらず、依然としてテロが多発しており、未だ戦闘状態が続いている。

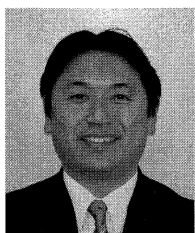
戦争はいつも市民が犠牲になるのは過去の歴史が物語っています。

61年目の本卦還りではないけれど、我が国も最近何かと危機感が忍び寄ってくる気配がしてなりません。

日本国平和憲法を未来永劫堅持し、平和な国際社会を取り戻して欲しいということを、初詣にてお願いしました。

年男・年女

新春随想



今年も感謝の日々

佐々木則司

今年で48歳。最近お客さんから「脂が乗って一番いい時だね。」と言われることがあります。肉や魚じゃあるまいし、と思ってみても確かにお腹に脂がたっぷり乗っていることに違いはない。24歳の申年の時はこんな‘もの’はなかったはず。それからの12年間は家族を持ち平穏な日々で日増しにウエストは変化していました。それ以上に変化があったのがこの12年間の歳月です。

税理士登録をして14年目。特に独立してからは関与先も少なく、とても変化を感じる日々でした。登録当初から日本橋支部に登録していましたので、独立する時から現在に至るまで日本橋支部の先輩方にはとても面倒を見て頂き、現在もお世話になりっぱなしです。このような先輩方をはじめ、昨年は税理士祭りでレインボーダンサーズなるものが結成(?)されその一員となったり、なぜか歌舞音曲部の部員となり秋のカラオケ発表会に出場させ(られ)てもらったりと若い会員の方々との交流も多くなってきました。これもひとえに先輩方の配慮の賜物と感謝しています。(本当に!)

この他にも、支部顧問の渡部至先生の事務所で毎月一度の勉強会が税理士としての資質向上のためにとてもよい機会を頂いています。税理士法改正により税理士法人の設立が見受けられますが、現行制度では、まだ改善の必要があると理解する私にとっては、今の、このような税理士のネットワークがとても重要なものと考えています。

このように支部の方々には何かとご指導を頂き、また刺激を受けさせて頂いているので、少しは恩返しにと思い昨年支部の幹事を引き受けました。現在は広報委員をしていますが、恩返しは自分先のことであることに気付き、今は迷惑を掛けないう一生懸命頑張っているつもりです。

今年は電子申告元年となるわけですが、2年前の

支部の情報システムで開催した連続基礎講座での取り組みに失敗した私としては、48歳の手習いとして先の毎月一度の勉強会のメンバーや、支部の研修部の方々の協力を得て根気強く習得していきたいと考えています。

そのためにもまずは健康が一番。私が所属している日本橋支部のテニス部の活動には今年も積極的に参加して、お腹の脂を少しでも減らせるように努めてみたいと思います。そして、テニス部の方々の了解が得られるならば東京会のテニス大会に出場出来る(身軽?な)うちに夫婦で参戦できればと思います。

これからも日本橋支部の方々のお力添えで税理士の業務を続けられたらと思っています。支部の皆様、これからもご指導の程よろしくお願ひします。

申はサルでないかも…

安田京子

今まで何気なく、自分の干支は申で、申イコール猿と思い込んでいたのだが、今回の原稿テーマが「年男年女」というので、ふと、サルが干支の一つであることに興味と疑問が湧いてきた。そんな折柄から暮れの都営浅草線の電車で、柴又帝釈天の「庚申の日」のお知らせが車内に貼ってあって、いつもは見過ごす広告なのに「申」の字があるのでこれもサルに関係あるのではと思い、「干支・庚申・猿」をキーワードに見当をつけて、さっそく図書館へ行ってみた。いろいろと搜した数冊をパラパラと捲ってみると、それぞれに研究されていて「干支」のことだけでも、その学問の奥の深さに驚いたのが本音である。

さて、暦によると平成16年の干支は甲申(きのえさる)であるが、私はえとの意味について勘違いをしていた。えとは、え=兄・と=おと=おとと=弟であり、「兄と弟、老と若」という意味である。そして、十干の甲乙丙丁戊己庚辛壬癸には「木・火・土・金・水」という五行が配当されてお

年男・年女

新春随想



り、甲丙戊庚壬にはそれぞれ木の兄（きのえ）、火の兄（ひのえ）、土の兄、金の兄（かのえ）水の兄に当たり、乙丁己辛癸は木の弟、火の弟、土の弟、金の弟（かのと）、水の弟に当たるということになっているので、そこで十干とは「五組の兄弟関係で成り立っている」という意味において、えと（兄と弟）と呼ばれるのである。わが国においては十干に五行が配当されていることの知識は、奈良朝以前に中国暦法の伝来したとき、ともに得られたようで、甲を木の兄（きのえ）とか乙を木の弟（ひのと）というふうに呼ぶ慣わしの和訓の決まったのは平安朝に入ってからとされる。よって、本来えとは十干に対する和語としての読み方なので、今年のえとは甲であって、申のほうはえとではない、ということである。今では十二支に対する和訓にも用いているが、厳密にいうと誤用ということになる。

十干は、一説には漢時代（西紀前206年より西紀後221年）にできたといわれるが、これらの十個の語および字は元来「十干」として作られたのではなく、それぞれ別の意味を表わす語であり字であったのが、のちに中国人の生活の中に十日ごとの日順を表示する何らかの記号や呼称を定める必要が生じたとき、借用されて日順をつける十干の記号になった。それではそのえとの本体たる木火土金水、すなわち五行とは何か、あるいは、その五行をえと（兄と弟）に分ける陰陽とは何か。それらについて概略を述べる。

中国古代の自然解釈の理論として代表的なものの一つである陰陽説は、自然世界の物も人間社会のこともいっさいの物ごとは陰と陽との二気によって構成され存亡する、と考える。陰陽説は、起源は古いが体系的にまとまった思想となったのは中国の戦国時代の末期（西紀前三世紀）のことで、この時期に別に五行説が唱え出され、漢時代（西紀前206年より西紀後221年）に入ってから両者は相結んで陰陽五行説となり、中国社会に普遍的な世界観を形成した。五行説は万事万物の存亡を木火土金水という五種の根本的機能の結果とし、この五種機能のさまざまな配合が自然と人事の一切現象

を生み出すと主張する。

こうして十干に五行が結合され、十干の中に五行の機能が宿ることによって、相性・相剋のことも日や月や年の間に存在することとなり、やがて俗信が生じるに至る。

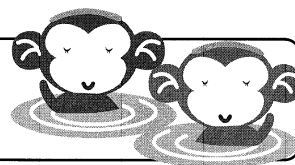
十二支は、子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥の称であるが、従来、十干による日順は十日・一句を区切るに過ぎないことから、もう少し長い周期を設けたい、という欲求が起き、やがて十二支を案出して日順を一挙に六十日間と設定されて干支紀日法ができたと言われる。

十二支の来歴には諸説あるが、竹内照夫氏の著『干支物語』（社会思想社 昭和46年）によると、「十二支の支は分支・区分という意味であろう。むかし中国人は天空に十二方向を区分し、それぞれの方向に対して一定の名を設けた。つまり、北北東とか北東東という代わりに記号を作ったのである。・・・十二支に対し、のちには十二の動物を配当する俗信が生ずるから、それぞれの方角には、あらかじめそれらの動物名をも挙げておく」と、方角に十二支を当てて説明している。また、鈴木敬信氏の著『暦と迷信』（恒星社厚生背閣 昭和54年）によると、「十二支もいつごろできたのか詳らかにしないが、十干よりは古く殷時代（西紀前1402年より同じく西紀前1112年）には既に使われていたものだという。その名称は、^{しちゅういんぼうしん}子丑寅卯辰巳^{ごびしんゆうじゅうつがい}午未申酉戌亥で、これは十二ヶ月の順序を示すのに用いられたものと思われる。この十二支に、鼠、牛、虎、兎、竜、蛇、馬、羊、猿、鶏、犬、猪をあてはめたのは、中国の戦国時代（西紀前480年より同じく西紀前247年）のころだという。教育が普及してなく、文盲ばかりというような庶民に、このようなむずかしい字を覚えこませ、しかも順序をまちがわずに使わせるのは、並たいていのことではなかったろう。そこでこんな動物名を勝手にあてはめて覚えさせたのだと思われる。」と、説いている。

私は、元旦にお釈迦様の元へ新年の挨拶に来た動物を十二番目の動物までに順に各月を割り当てて、その動物の中でサルは九番目の干支、とばか

年男・年女

新春随想



り思いこんでいたので認識を改めた。ちなみに「申」の起源は、鈴木説では、「九月になると枝もたわわに実った柿が赤く色づいて里の秋を飾ってくれる、ということから九月の記号「申」は枝もたわむほど実った柿の形である」と説き、竹内氏は申をさると推測しているが、枝に柿が二つたわわに実っているほうの説に私は興味をもつ。

このように、本来、干支は順序表示の呼称・記号であるほかに大した意味はなかったのに、干支紀日法が使われている間に、いつしか干支に対し、人間生活の上で重要と思われるところの特殊の神秘的な意味づけが行われて、これが世俗的な信仰（例えば庚申侍など）として次第に強力なものになって、干支の持つ信仰的な意味が、日のみならず年や月や時刻の上まで存在するもの、と認められるようになった。すなわち、十干には五行が配当され、十二支には動物神が配当されて甲子・乙丑・・・という干支に神秘的な内容ができ、そのうえ、十二支に動物が配当されていることはそのまま、別に十二支に対しても五行を配分することになって、極めて難解な予言術やまじない法を形成するに至る。

また、五行は十干や十二支だけでなく、九星にも配当されていて、中国夏の国の伝説では、「洛水の亀の背甲にあった模様」を洛書と呼んで、それに神秘的な原理を設けてできあがったのが九星術とされ、一種の占星術として現代に伝わっている。

私は、毎年夏の心精進にと思って、曼荼羅の講座を受講しているのだが、そのお話の中で、華嚴經の「善悪清浄平等の法門」という教を聞くとき、いつも感激してハッと気付かされる。光と陰、何事も二元的で善だけでは意味がなく、マイナスがあってプラスを引き上げてくれる。と、私は理解しているのだが、陰陽説の考えにも通じるものがあるのではないかと思う。

いま、銀座の占いでは行列ができるほどに流行っているらしい。人間は弱い動物だから何かに頼りたいし、誰でも自分の運命を知りたいとも思う。しかし、以上のように、種々の俗信（迷信）やまじないは、もともと、大した意味がなく単なる

記号に過ぎない干支や亀の背甲模様の数字配列に五行説が加わって神秘的な意味づけをしたもののようである。とは言っても、気にかかるのが占いや迷信である。ちなみに今年は、五黄土星が中宮に戻っているので五黄殺も暗剣殺もない、と九星では書かれている。

そして今年は、電子申告電子納税元年でもある。以上のほかにも諸説はあると思うし、解釈の異なる部分もあると思うが、十二支起源の鈴木説にある「申」の説明にあやかって、諸事すべからく枝もたわむほどに実り多き年であることを願う。

子	丑	寅
卯	辰	巳
午	未	申
酉	戌	亥



交際費課税の原点を探る

森谷 和雄



はじめに

我が国における交際費課税制度は、昭和29年にその制度が創設された。

当時、会社の接待に名を借りた「社用族」という言葉が生まれる程その状況が社会問題化され、その目に余る支出を抑制することが急がれた時代であった。

企業経営にとって、不況状況下であっても、得意先等との良好な関係を維持する為には交際費の支出は必要である。

国税庁の「法人企業の実態—会社標本調査結果報告」によると、平成13年分の交際費の支出総額が前年より4,773億円少ない3兆9,135億円（対前年10.9%減）となり、営業収入1千円当たり2円50銭と調査を開始した昭和36年（2円32銭）に次ぐ低水準であるとされている。長引く不況の影響が交際費の支出に現れており、交際費課税の基本となる社会経済の状況が大きく変化をしていると言える。

1. 交際費課税の歴史的変遷

昭和29年の交際費課税制度の創設以来、その課税の意義が次のように変化してきていると言われている。その概要を追ってみる。

① 第1期（昭和29年～昭和35年）制度創設

「社用族」という社会現象が現れるほどの社用支出の濫費を抑制するため、資本金5,000万円以上の国税局の調査課所管法人に対して、その支出が支払配当を上回る状況にあることから、資本再評価の強制、増資配当免税の導入の資本充実策の一環として、支出した交際費の実績基準、法人の営む主たる事業の区分に応じた取引基準を超える言わば著しく多額で、冗費とされる部分に限って租税特別措置法により、大法人のみの臨時措置として創設された。

② 第2期（昭和36年～昭和41年）代替課税制度

社用消費が現物給与に当たることに着目し、その支出に対する代替課税として全法人に課税。全

法人に対して定額の基礎控除制度等を導入し、役員等の社用消費に係る代替課税として一定限度額を超える20%を損金不算入とした。

③ 第3期（昭和42年～昭和56年）交際費の増減によるアメとムチの制度

基準交際費制度が導入され、前年同期の支出交際費を基準交際費としてその105%を超える当期交際費の部分は損金不算入割合を100%として、基準交際費より減少した交際費は限度超過交際費額から控除する。

④ 第4期（昭和57年～平成6年）原則全額損金不算入

損金不算入割合が全般的に100%となり、定額基礎控除も資本金5,000万円超の法人は0とされ、税務上交際費の経費性は完全に否定されることになった。

なお資本金5,000万円以下の法人には定額控除制度が残された。

⑤ 第5期（平成7年～現在）全額損金不算入

全額損金不算入を原則とし、中小企業の定額控除限度内の一定部分も損金不算入として、限度超過額は全額損金不算入とされている。

平成15年度の税制改正では、400万円の定額控除が認められる対象法人を資本金5,000万円以下から1億円以下に拡大し、定額控除までの損金算入割合が80%から90%に引き上げられ交際費の枠の拡大が図られている。

2. 交際費課税の理由

税法においては、経済政策的または社会政策的の観点から租税政策としての立法が存在する。実体法上の課税所得が企業会計上の利益の概念と異なることや、企業会計とは異なる会計処理を必要とする場合がある。これらは租税特別措置法に規定されることが多い。交際費等の損金不算入の規定は正にこれにあたる。

企業活動においては交際費、接待費を支出する

ことは経済活動のなかで当然に認められ、企業会計においても、交際費の支出は当然に費用として処理される。

しかるに、法人税においては交際費は原則として損金にはならない。それは、交際費の支出を自由に認めることにより、その支出が広範にかつ多額に上り社会問題化するような場合、国の財政収入の確保を阻害するばかりでなく、国が交際費の支出を支援する形ともなるからである。

現在、交際費の支出に対して法人税において厳しい対応となっているのは、税制が交際費の支出は基本的には不必要な、あるいは社会的に不公平を生み出す支出としてとらえているのに他ならないと判断していると解することもできる。

3.交際費等の範囲

損金不算入制度の適用を受ける「交際費等」とは、租税特別措置法第61条の4第3項で「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう」と定義している。

交際費等は法人がその業務の遂行に関して、得意先、仕入先その他事業に関係のある特定の者との間で、接待等の行為を行なうことによって親睦の度を密にして、円滑な取引関係を図るために支出する費用である。

もっとも次のものは交際費等から除外される。

- ① 専ら従業員の慰安の為の運動会、旅行等の費用
- ② カレンダー、手帳等の贈与
- ③ 会議における茶菓、弁当等
- ④ 新聞、雑誌等出版物又は、放送番組の編集のために行なう座談会、記事の収集、取材のために支出するもの

なお、いずれも「通常要する費用」という歯止めがかけられている。

要するに①支出の目的②支出の相手方③行為の態様が要素となる。

4.最近の判例研究

最近、交際費課税について東京高等裁判所において注目すべき判決がなされた。

(1) 事案の概要

甲製薬会社は、国内95機関の大学病院等の医師、研究者から研究論文の英文添削の依頼を受けた。

甲製薬会社が医療機関等に派遣しているMRを通じて依頼されることも多い。

この英文添削の引受により医師等に請求する料金と英文添削のために外注先に支払う費用との差額が多額で、甲製薬会社は平成6年3月期から平成8年3月期にかけて毎期1億円を超える差額負担を行っていた。

この差額負担金額が、租税特別措置法第61条の4第1項に規定する「交際費等」に該当するかで争われた案件である。

(2) 裁判所の判断の概要

交際費等の意義については、租税特別措置法第61条の4第3項に規定しているように。

①「支出の相手先」が事業に関係ある者等であること。②「支出の目的」が事業関係者との間に親睦を密にして、円滑な取引の進行を図るものであること。③「行為の形態」が接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為であることの三つの要件を満たす支出である。

(3) 英文添削の差額負担をした相手先について

医師は患者に対する薬剤の処方や投与は医業の行為であり、製薬会社にとって「事業に関係ある者」に該当する。本件の依頼者には研修医のほか基礎医学の講師、大学医学部の教授等製薬会社に直接の取引先である医療機関の医薬品購入権限を有する者も含まれていることから、全体としてその依頼者が「事業に関係のある者」に該当することは否定できない。

(4) 英文添削の差額負担の支出目的について

甲製薬会社は、英文添削の依頼を受けるのに際して収受する料金については国内の英文添削事業者の一般的料金を調査し、その依頼を受けることが、取引を誘引する行為を禁じた公正競争規約に違反しないように注意し、公正取引協会にも事前確認をしている。

毎事業年度の、差額負担は全体では高額であるが、引き受ける件数も毎事業年度数千件にも及び、1件当たりの負担金額は大きいものではない。

また依頼者は、主に若手研究者が中心で将来はともかく医薬品の購入や処方に大きな権限を有しているとは認められない者である。

しかも英文添削のために支払っている料金は国内の一般的な金額であり、依頼者に差額相当の利得があったことに明確な認識がなされていない。

よって、甲製薬会社による差額金額の負担が事業者との親密の度を密にし、円滑な取引関係ができる接待等の目的であると認めることは困難である。

(5) 本件英文添削の差額負担が「交際費等」に規定する、「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為」に該当するかであるが、これらの行為は一般的に相手方の快楽の追求、金銭、物品の所有欲を充たす行為であると解する。

英文添削は学問上の成果、貢献に寄与するものであり、相手方の歓心を買うようなものではなく、学術奨励の意味合いが大である。一步下がって「その他これらに類する行為」に該当するか幅を広げて解釈しても、本件英文添削にかかる差額負担の行為は、直接相手方の歓心を買う行為ではなく、学問研究に対する支援、学術奨励的な性格のもので、そのようなものまで含まれると解することには無理がある。

(6) 以上のことから、本件英文添削にかかる差額の負担行為は、この支出の目的、行為の形態から見て租税特別措置法第61条の4第1項に規定する「交際費等」には該当しない。

(7) 問題の所在

本件の原処分である調査における課税上の問題は、甲製薬会社が每期多額の英文添削差額の負担をしていることに着目し「交際費等」の「支出

の目的」とりわけ「行為の形態」の判断において、「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為」の「これらに類する行為」に当該差額負担が該当すると解釈して処分したことである。

しかし、判決は「これらに類する行為」に英文添削差額の負担行為は完全に性格を異にし、含まれないと否定した。

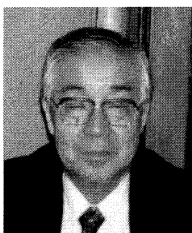
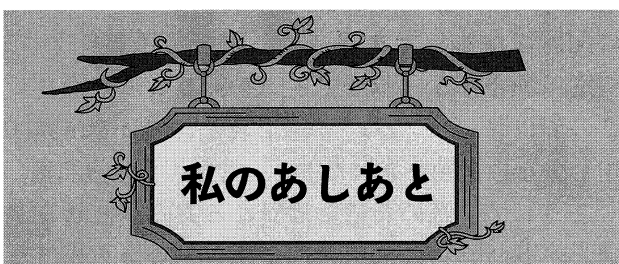
法令解釈上「その他」の文言は当然に前に示した行為と性格を同じくするものと解するのが一般的である。

従来、交際費等の範囲の解釈において調査の場等で諸々の問題が生じていたが、この判決によって「交際費等」の範囲の解釈が、租税法律主義の精神から本来あるべき交際費課税に指針を与えられたと思う。

現在、我が国の経済は長期に亘る不況からようやく立ち直ろうとしている。

企業は、企業再編、リストラ等により自らの生き残りにかけているところが多い。もはや、交際費課税制度の創設の時代とは消費動向が完全に逆の状態、冗費の節約の概念は過去のものであるとも言える。

こうした現状を踏まえて、現在の経済情勢に適した交際費課税の規定の見直しをする時期にきているのではないだろうか。



一枚の辞令が天職に

工藤清春

支部広報紙新年号の「私のあしあと」欄に寄稿をするよう広報部の浅野汜子先生から依頼があった。あしあと（足跡・そくせき）とは一般的には、良い意味では過去の輝かしい功績とか業績等のこ

とを云うのではないかと考えていたので、この企画に相応しいのは、税理士法に基づいて永い間納税者の指導、相談に当たってこられた多くの先生方であり、その寄稿文をいつも楽しみに読ませてもらっていたので、よもや私に指名があるとは思いませんでした。本来なら固辞するのですが、浅野先生の優しく語りかける説得力にいつの間にか承知してしまいました。

そこで、主題には相応しくないが私がこれまでの人生の大半を税の仕事に携わることになった切っ掛けを、この際思い出して書かせてもらうこととした。

私の出生地、留萌市は北海道の日本海側に面し、その一帯は昭和30年頃までは鯺の千石漁場として賑い又石炭の積出し等の工業港として活況を呈していたが、30年代以降になって急激な日本海の寒

流の変化により鯉の漁獲高は皆無の状況となり、一方石炭産業もエネルギー問題の転換で斜陽の一端をたどり街も衰退していった。

私の生れた昭和7年頃は不況・恐慌の時代と聞いており少年時代までは1931年・満州事変1937年支那事変（日中戦争）1939年～46年第2次世界大戦と正に戦争の申し子であった。しかし無残と云うべきか、幸いというべきか敗戦を迎えることとなり、戦後復興に向ったのであるが、食糧難は一層厳しさを増し一家10人の家族の自給自足の生活を支えるため学校の授業が終るとすぐ家庭農園に取り組み馬鈴薯、かぼちゃ等の栽培、土日は混雑する汽車に乗って父親に同行して米の買出しが日課となった。

一方教育改革で旧制中学→新制中学→高校と変遷となったが、本格的な受験勉強は高校2年頃からであった。当時は家族も多く家業から得られる所得では進学は無理と諦めていたが突然父親が国公立で親籍に下宿できる街にある大学なら何とかしようと云い出したので担任教師に相談したところ今の成績では合格は無理。1年浪人して再挑戦すべしと宣告された。私は田舎の生活も嫌いではないがやはり受験するための環境が整ってなければ駄目と親を説得して札幌に出る許しを得た。

札幌に出て先ず思い出したのが、高校時代に税務署でアルバイトをした時にお世話になった課長（Aさん）が国税局に転勤になっていたので挨拶に伺い、昼にそばをご馳走になりながら札幌に出て来た理由を話したところ、今、国税庁では戦後大量採用した者に税務職員として相応しくない者の人員整理を実施し、その不足を補うため臨時の国家公務員初級職の採用試験を実施し、合格すれば直接主要税務署に翌年4月1日に配置されることが判った。私も一時は来年公務員試験を受験しようとも考えたが合格しても、高校の同期には1年先んじられることに耐えられず断念した経緯もあった

が、もしこの試験に合格すれば同期と同じ4月1日に配置になるのである。しかも合否判定までは、特別に問題がなければアルバイトとして勤務してこの間にソロバン2級、簿記2級を取得していれば申し分ないと励まされた。

こうして、私の希望とは異なる方向へと話しが進んだが、合格の採用通知を頂き、辞令を受けた時から「天職」（天から授かったつとめ）が始まったのではないかと今思い耽っている。

今は亡きAさんからは、「能力のある人でも努力をしなければ、普通の人の方が努力した結果より劣る」とか「納税者の話は真摯に聞くこと、問題点や誤りは、分りやすく説明し一方的な判断にならないように努力すること」等、行政を執行するに当たっても基本にした教えであり、税理士の仕事をする上でもいつも肝に銘じて努力していきたい。

人事院様式 113 (昭25.3 改正)			
氏名 (フリガナ) クドウ キヨノル 工藤 清春		整理番 1-121	
任命(懲戒)職者またはその委任を受けた者の官職氏名印 札幌国税局長 石田 亮			
下 記 の と お り 發 令 す る。			
異動種目	採用	發令日付 27 年 4 月 21 日	
職 級 名	税 務 署 雇		
俸 給	税 2 級 / 号		
所 属 部 課	石 狩 税 務 署 総務課 (管 理 係)		
職 名			
備 考			
官職の分類 新設 既設 改訂			
豫算科目			

日本税理士会連合会電子認証局

ICカード取得について



情報システム委員会 秋元 玲子

皆様ご存知の通り、日本税理士連合会はGPKIに接続できる特定認証局を立ち上げました。そこで全会員向けに発行されるのが“ICカード”です。電子申告に対応する会員も、少し様子をみてからという会員の方も、全員が手続きをして“ICカード”を取得して下さい。以下に、その手続きを手順を追って説明します。

<用意するもの>

ご用意いただくのは“印鑑証明書”と“住民票”です。3ヶ月以内のものをご用意下さい。申請書に押印するのが実印であることから、“印鑑証明書”が必要です。また厳正な本人確認のために住民票も必要となります。

<申請書の返送>

まず日税連電子認証局から事務所所在地に送られてきた電子証明書発行申請書兼利用同意書（以下、申請書）に実印を押印し“印鑑証明書”と“住民票”を添付して返送して下さい。この時、申請書にプレプリントされた氏名、住所、生年月日の確認も忘れないで下さい。なお同封の重要事項説明書及び認証業務運用基準（以下、CP/CPSという）も熟読して下さい。

<郵便局の通信事務封筒>

日本橋郵便局から“通信事務”封筒が事務所に届きます。これは消印もなく、もちろん切手も貼られていないので見落とさないようにして下さい。中身は日税連電子認証局から“ICカード”が本人限定郵便で届いています、というお知らせです。

<郵便局でICカードを受け取ります>

10日以内にご自身（本人限定郵便は家族でも受け取れません。）が日本橋郵便局または指定した最寄りの郵便局に出向き、ICカードを受け取って下

さい。

この際、税理士証票と運転免許証などの本人確認書類を持参して下さい。郵便が事務所に届くため、税理士証票で事務所住所の確認が行われます。

<支部でICカードの中身を確認>

郵便局で受け取ったICカードが、自分のものであるか確認する必要があります。ICカードの中身はそのICカードの対応機種のカードリーダーライターがないと行えません。そこで日本橋支部に備え付けのICカードリーダーライターで、ICカードが自分のものであるか確認する必要があります。カードの中には氏名と税理士番号が記載されています。

もちろん日税連電子認証局発行のICカードに対応するリーダーライターを自分で所有されている場合には、支部まで出向く必要はありません。

<受領書の発送>

ICカードの中身に間違いがなかった場合には、14日以内に受領書を日税連電子認証局に返送します。この時、受領書には“実印”を押印して下さい。30日以内に受領書が日税連電子認証局に届かなかった場合には、その証明書は失効します。

<ICカードの用途>

CP/CPSには、以下のように記載されています。

加入者証明書の用途は、以下の事務を電子的に行う場合に限定する。

- ①税理士法第2条に定める事務
- ②自己の租税にかかる行政機関への申告、申請、届出等（ただし、加入者証明書に記載する氏名が旧姓の場合を除く。）
- ③日税連または税理士会への申請・届出等

電子申告・電子納税は様子を見てから始めようと思われている会員の方もこの届出・申請等のた

めにICカードの取得が必要になります。

③については平成16年度中のオンライン化を目指しており、変更登録の申請、登録の申請、税理士会や日税連の総会召集通知、税理士法人の成立の届出、定款変更の届出、解散の届出、税理士証票亡失・損壊の届出など15手続きが予定されています。

＜早期取得のメリット＞

申請書が届いてからすぐ手続きを開始した方も1年後に申請した方も“有効期間満了日”は平成20年9月30日です。遅く手続きすると使える年数が減ってしまいます。ですから早めに手続きをお願いいたします。

＜ICカードの料金＞

ICカードの料金は、5千円です。しかし1回目は無料です。

＜取り扱い上の注意＞

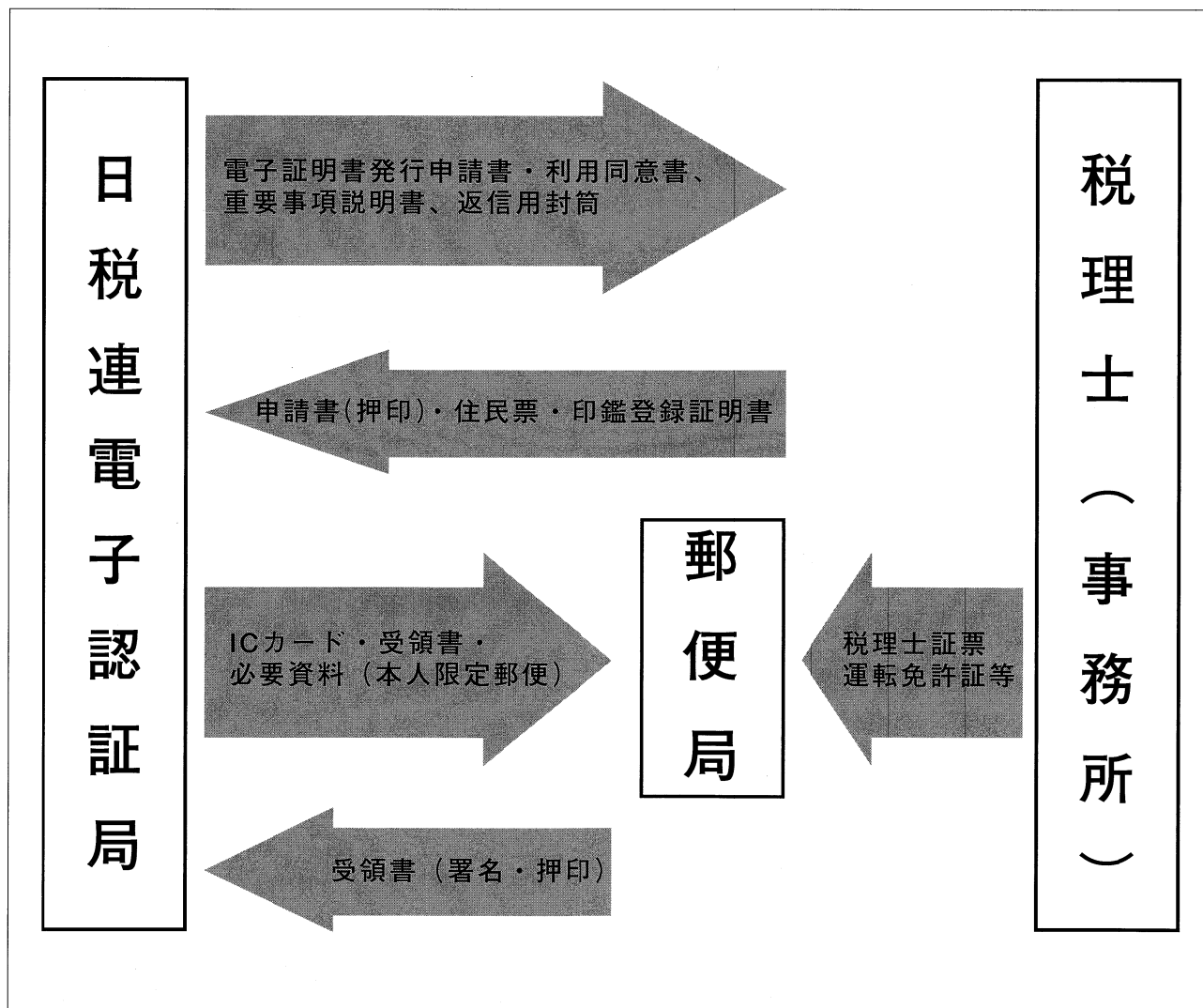
日税連電子認証局発行のICカードに格納された電子証明書は、厳正な審査を経て特定認証局となり、GPKIに接続され、財務大臣の認可を取り、電子申告に対応する電子証明書となりました。

そのため使用目的も前記3つに限定され、各会員の取り扱いも“実印並”に慎重に行われなければなりません。

本人以外の者に保管・使用を許したり、パスワードを教えたりすることは厳禁です。

日税連電子認証局の特定認証局は一年毎の更新が必要です。重要事項説明書やCP/CPSを熟読し、正しい使い方、保管を心掛けて下さい。

税理士を証明してくれる電子証明書はただひとつ、日税連電子認証局発行のものだけです。



随 筆



万年青年

谷本 宏朗

昨年秋のわが支部囲碁大会で多くの強豪のなか、Aクラス全勝優勝を果たした。3年前の年末、ある囲碁大会で全勝して調子に乗り、一人で新宿歌舞伎町に行き朝まで歌って飲んでインフルエンザにかかって二ヶ月余苦しんだことがあるので、さすがに今回は自重したが、でも今回の優勝は自分がまだまだ青春だと思わせた。

誰も世話をしないので仕方なく昨年、大学のクラス会を十年ぶりに仕切った。60名あまりのクラス会だが世話をして驚いた。死亡と行方不明が3分の1、欠席が3分の1だった。欠席の大半は本人の病気、それと妻や親の病気が原因だった。20名ほどの出席者がとても喜んでくれたが、数名が家に病人がいるとのことで早々となごり惜しそうに帰っていった。あまりに死亡や病人が多いのにびっくりして、これから毎年クラス会をお世話するとみんなに宣言してしまった。自分が現役で健康に恵まれていたので、知らずにいて本当に申し訳なかったが、こうなったら最後の2人になるまでお世話したいと思う。

ちょうどその頃、元首相中曽根さんと元官房長官後藤田さんがイラクへの自衛隊派遣に関するテレビ討論で長時間出演された。お二人とも高齢なのにまったく姿勢を崩さず御自分の信念を堂々と述べられていた。同時期に首相と官房長官をされたのに意見はまったく反対であった。国家、国民を思う二人の強い気持ちに感動したが、特に、なんとなく怖い感じの後藤田さんが強い派遣反対で一步も引かない態度には敬服した。

青年とは年齢をいうのではない。心の若さをいうのだと思う。青年とは肉体の若さを言うのではなく、意志の力、創造力、感激性を言うのだ。年をとったからといって誰でも老人になるわけではない。理想と情熱をもち希望と夢を失わなければ

その人はいつまでも青年であると思う。

今年の年賀状に「私はサッカーのロスタイムを楽しんでいる」などと弱気なことを書いてきた友人が何人かあったが、今の自分はこれからが本当のわが人生と思っている。「パターに秀でたものは必ず勝つ」といい、囲碁も最後の寄せで勝敗がきまる。

税理士業、町会やクラス会の世話などで多少なりとも人のために尽くし、自分のライフワークであるモンティセリーの普及の夢も持ち続ける。さらに欲張りかもしれないが、今までやってきた囲碁やゴルフ、それに絵画と詩吟の趣味ももっと上達させたい。いずれにせよ多くの優れた先輩をお手本にして、ネバーネバーサレンダー、万年青年でありたいと思う。



日本橋支部カラオケ 発表会によせて

浅野 汜子

平成15年10月18日、日本橋支部の「第18回カラオケ発表会」が開催されました。

出演者は支部会員のほか、他支部有志の応援も得て、東税健保会館の会場が満員になる盛況ぶりでした。今回から司会を担当することになった若狭茂雄先生の明るい第一声に始まり、ご存じ河原支部長のパワーと、そして司会もベテランの域に達した高橋美津子先生の絶妙なアドリブをきかせた出演者の紹介等々、大いに盛り上がりしました。



女性出演者のドレス姿にはドキドキしてしまうとおっしゃる司会者の純情ぶりに、会場から一斉に拍手があがったり、そのままプロでも通用しそうな芸達者な面々、極めつけはこの会を成功させていらっしゃる一番の功労者、中島重敏先生の登場でした。ビロードのタキシードに蝶ネクタイ姿で決められ、今回は森進一の「哀の河」を切々と歌われました。満面の笑みを時々一点に注がれますその視線の先には最愛の奥様のお姿があったわけですから、御馳走さまです。

ゲスト歌手（アイリーン）さんも非常に温かいお人柄で雰囲気を盛り上げてくれました。観客席の皆さんも声を出しあって、和気あいあいの会となりました。会場いっぱい出演者の皆さんは最後まで立ちっぱなしで、お疲れ様でした。

それにしても、わが広報部幹事7名のうち、出演歌手4名、司会者1名、無芸の私は受付係として参加しました。

* 部名を変更しなくてもよろしいかしら??

“日本橋支部では私達だけの「専用カラオケルーム」で毎月第2火曜日に集まっています。会費は無料（飲食実費のみ支払い）ストレス解消にご参加ください”



私の最良

中島 美和

浅野広報部長に「こんな企画はいかが?」とご提案した都合上、私の最良のお店をご紹介しますことにします。

長年通っていた予約の出来る理髪店（床屋さん）が店を閉めてしまい、何軒か代わりを求めていたところ、なんと私の事務所の直ぐそばにクルクル回る床屋の看板があるのを発見。「バーバー××」などと書いてあるのが一般的だが、そこには「松井幸男の店」「男は床屋だ」「予約可」と書いてある。携帯に電話番号を打ち込み、事務所に帰って電話を入れてみた。

「初めてなんです、今日は何時頃なら空いていますか」「××時なら大丈夫です」ということで

指定の時間に合わせて事務所を出た。初めての店はなんとなくドキドキする。ビルの1階、入り口のそばにそのビルの守衛さんが座っていた。ドアを開け「予約の中島」と告げると何度か街で見かけたことのある奥様らしき女性が「どうぞ」、そしてニコニコ顔で人のよさそうなマスターが迎えてくれた。

椅子に座り作業をしていただきながら色々話が弾む。マスターは今ではもう結えそうもないが、以前は「ちょん髷の床屋さん」で通っていたそうで、壁の写真には長髪を一つに束ねて鋏を持つマスターが写っている。今はそう珍しくないが、当時は男性の長髪は珍しかっただろうと想像できる。また、理髪業界の技術コンテストで日本一になった経験もありだそうで、だんだん「この店・・・」と心が動いてきた。洗髪は奥様が担当、次に顔を当たってもらおう。ここでびっくり、もうトンと見かけることのなくなった剃刀を研ぐ革に刀を当てている。シャリンシャリンと剃刀の薄刃が当たる心地良い音がしている。そういえば前の床屋さんは若かったせいかあんなに大きくない、手のひらサイズの小さな剃刀だった。後日お聞きした話では、マスターは今ではもう使える職人が少なくなった江戸剃刀の技術も持っているとのことだ。

さて、髭を当たったあとは顔面マッサージ、奥様のお出ましだ。オイルをつけ、マッサージが始まって、またまたびっくり。なんと気持ちの良いか。顔面マッサージでこれ程気持ちが良くなるうとは。背中をゾクゾク快感が走る。もうこのお店に決めた。事務所に帰ったら親父にも薦めなければ。

帰りにマスター手作りの耳搔きをいただき、栄養ドリンクを1本振舞われて、すがすがしい気持ちで外へ出た。刈りたての頭に風が爽やかに当たった。

なお看板にはレディースもどうぞと書かれている。よろしかったら貴方も一度お試しあれ。

《お店のデータ》

日本橋本町4-4-2 東山ビルディング1F
電話 3270-1909

平成15年度 第一ブロック支部 連絡協議会開催報告

研修部長 中島美和

平成15年10月28日（火）午後2時より港区芝公園のメルパルク郵便貯金会館に於いて「平成15年度第1ブロック支部連絡協議会」が開催された。この連絡協議会は毎年当番支部幹事役を勤め、東京税理士会組織部が音頭をとって開かれているもので、今回は芝支部が幹事役となり、東京会からは金子秀夫会長をはじめ溝江弘志副会長の他多数の常務理事、委員の参加を得て行われた。

本年のテーマは「研修事業」ということで、日本橋支部から河原支部長、副支部長6名、研修部担当幹事4名及び若狭経理部長が出席し、他の5支部からも51名の役員の出席があった。

議事は、あらかじめ各支部に対して行ったアンケートをもとに、各支部の研修事業の実施状況や予算の消化状況、研修内容や研修会場の選定状況等を報告しあう形で進められた。

各支部の事情により研修会場や参加人数、予算消化に差があり、他支部へ対する質問や、東京会からの質問、要望が相次ぎ活発な討議が進められた。

日本橋支部の研修状況は、14年度の研修回数17回と6支部で一番多く、予算の消化状況も総額では約330万円で一番、会員1人あたり金額も5,500円で麻布支部に続き二番目と他支部に比べ活発な研修事業が行われていることがわかった。

会則に研修受講が努力義務化され、多数の会員を収容できる会場の確保が各支部に共通する問題点であることが確認されると共に、今後複数支部での合同研修会の開催や、ブロック研修会の開催等、東京会では出来ないような研修会の開催を目標にすることが確認され、東京会開催の研修会については、CD-ROMとして頒布する等多くの会員が受講できるようにすることが要望された。

会議終了後、立食による懇親会が開かれ、各支部の情報交換や、ざっくばらんな東京会に対する要望など、有意義な時間を過ごすことができた。

東京商工会議所の 無担保・無保証人融資のご案内

東京商工会議所では、無担保・無保証人でご活用いただける「マル経融資」（経営改善資金融資）を取り扱っております。

本年度は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために商工会議所の推薦により融資される国（国民生活金融公庫）の融資制度です。

ご相談をご希望の方はお気軽にお問い合わせ下さい。

○融資限度額 : 550万円＋別枠 450万円

○返済期間 : 運転資金5年以内
設備資金7年以内

○担保・保証人 : 必要ありません。
(保証協会の保証も不要)

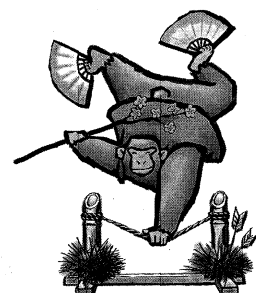
○利率 : 年1.4%
(平成15年12月25日現在)

○対象事業者 : 従業員（パート・アルバイトは除く）20名以下（商業・サービス業5名以下）の法人・個人事業主の方で税金を完納している方等。

○問い合わせ : ご相談・お問い合わせは下記までお電話下さい。

※中央区の景気対策の一環として、支払利子が一部補助（補助率：30%）されます。

問い合わせ先 : 東京商工会議所 中央支部
電話：3538-1811
中央区銀座1-25-3
中央区立京橋プラザ3階



中央都税事務所と日本橋、京橋支部との連絡協議会

日 時 平成15年11月19日（火）

午前10時30分～午前11時45分

場 所 中央都税事務所4階会議室

出席者 日本橋支部

正副支部長及び担当部員

京橋支部

正副支部長及び担当部長

中央都税事務所

所長、副所長

及び担当各課長並びに広報係長

当番支部の日本橋支部成田副支部長の司会により開会した。河原日本橋支部長、田淵京橋支部長及び中島中央都税事務所長の挨拶の後、出席者紹介を行い、次の事項について協議を行った。なお、税理士会からの要望事項については、中島日本橋副支部長が趣旨説明を行い、それぞれの項目ごとに中央都税事務所の担当課長から回答を貰う形式で進化した。

[税理士会から都税事務所に対する要望事項]

1.法人事業税・都民税関係

(1) 法人都民税・法人事業税の自動振替制度を取り入れてほしい。

(回答) 主税局へ伝える。

(2) 外形標準課税の説明会開催の予定はあるのか。

(回答) 前向きに検討中であるが開催は未定である。主税局のHPに掲載されているので参考にしてほしい。

外形標準課税の調査はどこの職員が、どのように行う予定であるのか。

(回答) 主税局で検討中である。

固定資産税のように都税事務所の職員が巡回するのか。

(回答) 主税局で検討中である。

(3) 地方税の申告書等の様式について。

① 大きさを正A版にしてほしい。

② 申告書・納付書・届出書は全国一律の印刷様式としてほしい。

③ 税理士署名欄を大きくしてほしい。

(回答) 地方税法の定め通りに作成しているのですが、総務省へ改正の要望を上げる。

(4) 均等割の判定基準を資本金額のみにしてほしい。(特に減資した場合に影響がある。)

(回答) 施行規則で定められていますが、主税局へ要望をあげる。

2.固定資産税関係

(1) 少額減価償却資産30万円未満については、償却資産に該当しないようにしてほしい。

(回答) 国税の制度であり、地方税では変更はない。要望はあげるが、償却資産の申告は必要です。十分ご注意ください。

3.その他

(1) 税務署での出張収受を月末の2日間に増やし、昼の12:00～13:00の時間も受け付けてほしい。

(回答) 国税局と主税局との協議で検討している事項である。

(2) 収受印を第6号様式以外にも押印してほしい。

(回答) 受付で相談してください。

(3) 納税者の利便を考慮して1階にも証紙の自動販売機を設置してほしい。

(回答) 購入した証紙は返金に応じられないので、誤らないように、現行では2階、5階のみで販売しております。

[中央都税事務所から税理士会への要望]

1.個人事業税関係

(1) 医業・歯科医業の確定申告について(継続要望)

個人事業税は、税務署に提出する確定申告書及びこれに添付される各種資料に基づき、記載内容を確認し課税事務を行っています。つきましては、毎年ご協力をいただいておりますが、医業・歯科医業についても、決算書の付表を添付していただきますよう、ご指導、ご協力をお願いいたします。

2.法人二税関係

(1) 申告書の提出方法について(継続要望)

以前からお願いし、ご協力頂いているところですが。

① パソコンソフトにより作成された申告書を提

出する場合には、「提出用」2部に加え、当方よりお送りしたプレプリントの申告書もしくはそのコピーを1部添付していただくようお願いいたします。

- ② 利子割額の控除・還付を受ける場合は、必ず法人税の別表六（一）の写しもあわせて添付していただくようお願いいたします。

以上2点、引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

3.固定資産税関係

- (1) 固定資産税の住宅用地等申告書の提出について（継続要望）

土地の固定資産税は、住宅の敷地として使用している土地（住宅用地）とそれ以外に使用している土地とでは、負担していただく税額が異なり、住宅用地については、課税基準の特例による軽減措置があります。この軽減の取り扱いについては、東京都都税条例136条の2に基づき、土地の利用状況に変更があった場合は、住宅用地の所有者が固定資産税の住宅用地等申告書を提出していただくことになっております。土地の利用状況の異動を速やかに把握するためにも、固定資産税の住宅用地等申告書の提出をしていただきますよう、納税者へのご指導をお願いいたします。

- (2) 固定資産税減免申請書の提出について

平成14年度に引き続き今年度も、東京都の中小企業者を支援するために、東京23区内の小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免を行います。この減免を受けるためには固定資産税減免申請書の提出が必要となります。該当されると思われる方には固定資産税減免申請書の用紙をお送りしておりますが、まだ申請書の提出がお済みでない方がいらっしゃいましたら、申請書の提出をしていただきますよう、納税者へのご助言等をお願いいたします。なお、平成14年度に申請された

方で、減免を受けられた方については今年度新たに申請する必要はありません。減免の内容は次の通りとなっております。

（減免対象）

一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち、200㎡までの部分。

（減免対象者）

- ・個人
- ・資本の金額または出資金が1億円以下の法人
- ・資本または出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）

（減免割合）2割

（申請の期限）平成15年12月26日

広報より

事業税、固定資産税の口座振替が都内で最下位なのでPRをお願いしたい。

（質疑応答）

- イ. 清算、休業中の法人均等割について

（答）物、人等により判定しております。

- ロ. 連結法人に対する調査を行っているようすが。

（答）詳しいことは解りませんが、欠損金の扱い等申告書の確認などでは。

- ハ. その他参加者より下記の発言がありました。

消費税の改正による納税者の把握を国税と連携して行うのか？

予定申告は納付書の発送だけでよいのでは？

税務署では、平成16年2月22、29の両日申告、相談を受け付ける様ですが都の反応は？

以上、協議会は、吉村日本橋副支部長の、「平成16年4月よりの法人事業税における外形標準課税の導入に伴う研修会及びご指導を御願ひいたします。」の発言を閉会の辞として定刻通り終了した。

今年の確定申告期間中は、平日（月～金曜日）以外でも、下記の税務署では、

2月22日・29日の日曜日に限り、確定申告書作成のアドバイス・申告書の受付を行います。（注）通常、土・日・祝日は執務を行っておりません。

東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県のすべての税務署
その他の県は、県庁所在地にある税務署



税務署からのお知らせ

各部だより

[総務部]

支部幹事会報告（主要事項）

第3回幹事会

日時：9月17日（水）10時30分～12時

1.決議事項

- (1) 日本橋税務署との定例連絡協議会の開催日時
および提案議題の策定

①10月16日（木）

- (2) 常会開催日時及び運営方法

①10月16日（木）午後1時～2時

②式次第 支部長挨拶、支部最近の連絡事項、
各部報告、法対委員会、情報システム委員会
報告、理事会報告

- (3) 中央都税事務所との合同連絡協議会の開催日
時および提案議題の策定（当番支部－日本橋）

①11月19日（水）午前10時～12時

②・少額減価償却資産30万円未満については、
償却資産に該当しないようにしてほしい。
・法人住民税・法人事業税の自動振替制度を
取り入れてほしい。
・外形標準課税の調査はどこの職員が、どの
ように行う予定であるのか。固定資産税の
ように都税事務所の職員が巡回するのか。

- (4) 新入会員説明会の日時決定

9月17日（水）午後2時30分～4時

- (5) 税を知る週間行事相談会場及び要員数等につ
いて（敬称略、順不同）

①11月11日（火）午前10時～午後4時

②・日本橋三越

午前 若狭、福本、星野、井上、滝口

午後 秋元、大澤、藤山、坂下、下村

・日本橋プラザ

セレモニー 河原、成田、吉村

相談 岡田、小早志

- (6) 忘年会の開催

日時：12月2日（火）午後5時30分～

場所：日本橋倶楽部

- (7) 日本橋税務署との拡大定例連絡会の開催

日時：9月17日（水）午後1時～2時

場所：日本橋税務署6F会議室

- (8) 組織部の今後の運営について

イ. 連絡網を整備し防災対策に役立てる

ロ. 支部の規則、細部を関係各部で検討しても
らう。

ハ. ブロックの常会の開催について検討してい
きたい。

質問事項

諸規則の種類について明示すべきではないか

回答

諸規則については不備があり、これから各部で
作成する。

- (9) 日税連評議委員会の推進

東京会より日税連評議委員の推薦依頼があり、
以下の会員を推薦した。

成田一正会員、中島美和会員、池上悦次会員

- (10) 弔事当番のチーフ変更

各部部长が弔事当番のチーフを担当するのは
業務が多いので、副部長にチーフを交代する。

- (11) 中間監査を実施する

- (12) 平成15年分確定申告無料相談実施日

平成16年3月2日～3月12日の9日間

会場 支部事務局

第4回幹事会

日時：10月10日（金）10時30分～12時

1.決議事項

- (1) 日本橋税務署との定例連絡協議会の開催日時
および提案議題の確認

10月16日（木）午前10時30分～12時

- (2) 常会開催日時及び運営方法の確認

- (3) 税を知る週間行事相談会場及び要員数等の確
認

出席役員、ポスターなど

- (4) 中央都税事務所との合同連絡協議会の開催日
時および提案議題の策定

- (5) 納税表彰式参加役員の確認

11月12日（水）午後2時～5時

- (6) 第一ブロック支部連絡協議会の実施

①10月28日（火）

②議題は研修事業について

- (7) 平成15年度確定申告無料相談、商工会議所、
法人会税務相談担当役員の募集

(8) 民事調停委員1名推薦の件

古川元啓会員

(9) 伊豆諸島への会員派遣について協力方お願い

第5回幹事会

日時：11月14日（金）10時30分～12時

1.決議事項

- (1) 確定申告無料相談担当者決定の件（敬称略、順不同）

○確定申告無料相談

月 日（曜）	責任者	担当会員
3. 2（火）	成田一正	嶋本欣也、内藤恭子、 太田榮一
3. 3（水）	成田一正	皆平弘一、恒岡満勝、 渡辺春樹
3. 4（木）	中島美和	林 孝子、藤本毅郎、 佐々木八起
3. 5（金）	浅野汜子	櫻井利一、伊藤 孝、 山崎 健
3. 8（月）	吉村博一	岡村昌好、結城昌史、 岩田浩一
3. 9（火）	吉村博一	村田 裕、木下純一、 高橋美津子
3.10（水）	池上悦次	金 佳子、河野八郎、 大澤昭人
3.11（木）	高橋 保	板橋則雄、安藤 昇、 濱川久子
3.12（金）	池田明治	門脇 博、赤坂光則、 浦川 譲

◎連絡責任者

中沢 勇、福岡敏郎、星野光一郎、若狭茂雄、
秋元玲子

- 離島応援 八丈島 2/17（火）～ 2/20（木）
若狭茂雄
新 島 2/17（火）～ 2/20（木）
佐野典子

(2) 広域還付相談会派遣者決定の件

会場 東京日本橋口

① 2月2日（月）7名

渡辺春樹、結城昌史、林 孝子、岩田浩一、
村田 裕、佐藤嘉光、高橋美津子

② 2月10日（火）10名

嶋本欣也、若狭茂雄、岩本忠司、佐野典子、
木下純一、北見昭八、藤倉一巳、櫻井利一、
金 佳子、大澤昭人

(3) 税理士記念日、担当者決定（敬称略、順不同）

午前 福本、坂下、佐々木、井上、大澤

午後 岡田、浅見、中島、木下、高橋（美）

(4) 中央都税事務所との税務懇談会実施の件

(5) 支部事務局員年末賞与の件

(6) 忘年会実施の件

(7) NPO法人MGG基金の地区会長就任と推進委員の推薦

・地区会長 河原支部長

・推進委員 池上副支部長、浅野副支部長

(8) 所得税「確定申告の手引」の販売について
税務研究会による予約販売の承認

第6回幹事会

日時：12月15日（月）10時30分～12時

1.決議事項

- (1) 確定申告無料相談担当者決定の件
青梅応援は残念ながらはずれました。
- (2) 事務局年末年始の件
- (3) 日本橋税務署への新年挨拶の件
- (4) 税理士証票点検実施の件
- (5) その他
合本を希望の方に差し上げる

日本橋税務署との拡大定例連絡会

日時：9月17日（水）午後1時～2時

場所：日本橋税務署6F会議室

日本橋税務署第一統括以上と日本橋支部幹事会
構成メンバーとの合同意見交換会が行なわれた。

1.税務署からの連絡事項

(1) 管理部門

期限内納付のお願い

(2) 法人課税部門

改正消費税法説明会の開催状況について

(3) 総務課

税務代理権限証書の添付について

事務所の実態確認について

税を知る週間の行事について

2.税理士会からの連絡事項

支部常会

日時：10月16日（木）午後1時～2時

場所：日本橋税務署6F会議室

1.支部長挨拶

2.日本橋支部最近の近況について

3.各部からの報告

4.各委員会からの報告

5.理事会からの報告

日本橋税務署との定例連絡会

日時：12月9日（火）10時30分～11時30分

場所：日本橋税務署6F会議室

日本橋税務署幹部と日本橋支部幹部との意見交換会が行なわれた。

日本橋税務署からは、次のような連絡事項が伝えられた。

(1) 管理部門

平成15年分所得税等の振替納付日について

所得税第3期分：平成16年4月16日（金）

消費税（個人事業者）確定申告分：平成16年4月26日（月）

(2) 個人課税部門

イ) 確定申告期の広報チラシ等について

ロ) 所得税確定申告用紙の発送について

日程：平成16年1月21日（水）

ハ) 閉庁日対応について

業務内容：申告書作成のためのアドバイス、
用紙の配布、申告書の収受

日程：平成16年2月22日（日）及び

平成16年2月29日（日）

ニ) 確定申告期の申告相談体制について

自署申告の推進

ホ) インターネット（国税庁HP）による用紙の
入手について

(3) 資料情報担当

法定調書の提出期限：平成16年2月2日（月）

(4) 資産課税部門

イ) 申告書様式の改訂について

株式譲渡課税制度の改正に伴う所得税確定申告書

相続税精算課税制度の導入に伴う贈与税確定申告書

ロ) 所得税確定申告（譲渡所得関係）・贈与税
確定申告用紙の発送について

日程：平成16年1月21日（水）

ハ) 法人課税部門

確定申告期における調査体制について

ニ) 電子申告・電子納税について

納税者本人と税理士の双方の「電子認証」が必要となる場合

日本橋支部からは、現在の支部運営状況が報告され、意見交換が行なわれた。

[研修部]

《研修会報告》

1. 第一ブロック合同研修会

日 時：平成15年10月3日（金）午後1時～午後4時

テーマ：消費税改正研修会

講 師：渋谷支部会員 小池敏範氏

会 場：銀座ブロッサム大ホール

2. 定例連絡協議会研修会

日 時：平成15年10月16日（木）午後2時～午後5時

テーマ：法人税、消費税、所得税、資産税の改正点、並びに誤りやすい事例

講 師：日本橋税務署 担当官

会 場：日本橋税務署 6階会議室

3. 年末調整研修会

日 時：平成15年11月14日（金）午後1時～午後4時

テーマ：年末調整の事務及び留意点

講 師：日本橋税務署・中央区役所 担当官

会 場：東実健保会館 大ホール

※会場入り口にて書籍の割引販売を実施

4. 支部忘年会研修会

日 時：平成15年12月2日（火）午後1時～午後5時

①テーマ：新証券税制への対応

講 師：大和証券（株） 佐井吾光氏（玉川支部会員）

②テーマ：電子申告の説明

講 師：日本橋税務署 担当官

③テーマ：日税連ICカードと電子申告

講 師：東村山支部会員 吉田友彦氏

場 所：日本橋倶楽部 4階

《今後の予定》

1. 所得税確定申告研修会

日 時：平成16年2月3日（火）午後1時～午後4時

テーマ：平成15年所得税確定申告の事務及び留意点

講 師：日本橋税務署 担当官

場 所：東実健保会館 大ホール

※会場入り口にて書籍の割引販売を実施する予定

[組織部]

- (1) 12月25日部長、副部長との会合を開き、各班長に ①「防災対策の組織整備」と ②各班ごとの「年一回の常会の開催」を早急に検討するように指示した。
- (2) 各部長に現在支部にある「日本橋支部諸規則、諸規定集」について改正、変更等の必要があるか検討し、新たな規則、規定等が必要であると思われる事項について、その原案の提出を依頼した。

[厚生部]

〈野球部〉

新年明けましてあめでとうございます。今年もどうぞ宜しくお願い致します。

平成15年9月からの活動状況についてご報告致します。

(第96回支部対抗野球大会)

◎平成15年9月1日(月) 第1回戦 中野支部

	1	2	3	4	5	6	計
日本橋	1	0	0	0	0	1	2
中野	1	2	1	3	0	X	7

いよいよ秋の大会の始まりです。1回の表、大会前に広島商元コーチにバッティングを教わった大澤選手がライトオーバーの大ホームランを放ち、幸先の良いスタートとなりました。その裏、中野支部に同点に追いつかれ振り出しに戻りました。2回の裏、中野支部に2点を取られ逆転を許すと、その後も中野支部に追加点を取られ、2対7と第1回戦で敗退してしまいました。

◎平成15年10月14日(火) 第一ブロックリーグ 麻布支部

	1	2	3	4	5	計	
日本橋	2	0	1	4	0	7	
麻布	3	2	3	0	X	8	

1回の表、福本選手がレフト前ヒットで出塁すると、大澤選手がライトオーバーの大ホームランで2点を先制する幸先の良いスタートとなりました。その裏、麻布支部に3点を許し逆転され追う展開となりました。2回の裏、又しても追撃され、2点を取られ厳しい展開となりました。3回の表、山科選手のライト前ヒットで1点を返すと、その裏、麻布支部に3点を取られ大変厳しい展開となりました。

4回の表、河原選手(支部長)がセンター前ヒットで出塁すると、岡田選手、福本選手、大澤選手と続き、山科選手のレフト前ヒットにより4点を返し反撃しましたが、時すでに遅しタイムアップにより7対8と接戦をものにすることができませんでした。

◎平成15年10月24日(金)

第96回支部対抗大会に優勝した麹町支部の優勝祝賀会に河原支部長、星野先生、桜井先生、深津の4名で出席しました。今年は春、神田支部、秋は麹町支部と千代田区が脚光を浴びたので来年は中央区の日本橋支部に注目してもらえよう誓いありました。

◎平成15年11月19日(水) 第一ブロックリーグ ゴルフ大会及び納会

第3回第一ブロック野球部ゴルフ大会及び納会が取手カントリークラブに於いて行われました。当日は、野球のことは忘れ、終始なごやかなムードで親睦をはかりました。

野球大会は今年度天気恵まれず、消化できない試合がありました。日本橋支部は、麹町戦が未消化で、未消化試合はゴルフ大会の勝者に軍配が上がるというルールにのっとり(今回だけですが)参加選手が一生懸命頑張りましたが、日本町支部は麹町支部に負けてしまい、第一ブロックリーグでは4位でした。

(納会旅行)

◎平成15年12月7日(日)、8日(月) 納会旅行

平成15年の野球部活動の慰労、反省、平成16年の抱負を含め千葉県銚子のホテルに於いて納会旅行がとり行われました。当日は、新キャプテンが選任され、改めて気分一新平成16年の春の大会、秋の大会に上位進出(願わくば優勝)を誓い合い親睦をはかりました。また、翌日は、ゴルフを楽しみました。

(キャプテン 井上眞一 記)

最後に、この紙上をお借りしまして日頃から野球部のために心温まるご声援を賜り厚く御礼申し上げます。有難うございました。

平成16年こそ諸先生方のご期待に添えるよう部員一同頑張りますのでどうぞ宜しくお願い申し上げます。

又、野球部へ入部される先生を募集しておりますので、入部してみたいなあのと思われる先生方遠

[綱紀監察部]

11月と12月に二つの会議がもたれました。

◎支部と署の綱紀監察連絡協議会が開催されました。

と き 平成15年11月20日

ところ 支部事務局

出席者 日本橋税務署より高木副署長、太田総務課長、今井課長補佐、
神田税務署より喜屋武税理士専門官の各氏
支部より 部員4名全員

議 題 (1) にせ税理士への対応

(2) 綱紀の保持について

(3) その他

以上について説明と現状報告及び情報の交換がされました。

◎ブロック綱紀監察合同会議が開催されました。

と き 平成15年12月15日

ところ 東京税理士会

出席者 会長、本部役員、24支部の担当者及び東京国税局、24署の担当者の参加により百数十名の会議となりました。

議 題 綱紀部、監察部、税務署及び、東京国税局より綱紀及び監察に関する報告及び方針の説明と注意事項。

以上二つの会議のまとめは次のようになります。



ここが旨い

堀留クマールパパ (インド料理)

堀留町1-10-19 TEL 3662-1640

梶森神社の隣です

インド北部ラージャスターン地方の家庭料理
カレー各種、豆の粉の蒸しパン [カマン] ハーブでマリネした鶏肉を焼く [ハリアリチッカ] 等々多彩なスパイス料理を味わうことが出来ます。1~3階の計36席、カウンター、テーブル、座敷と用途によって使い分けられます。

コース料理は2,500円、ランチはカレーセットが4種類 (800円から1,000円)

*独特のスパイスの味は病み付きになるかも

成田一正 提供

「おつきや」

日本橋室町4丁目カメラのきむら裏

電話 3272-3663

1階カウンター7名、テーブル6名

2階テーブル14名

そこは小さなお店です。でも、肴は旨いしアルコールは“生ビール”も“日本酒”も“焼酎”も“梅酒”だって皆みんなおいしいのです。店長は若いのですが、腕は一流。従業員は店長より若いアルバイトさん達です。私のお気に入り
はタエちゃん。

一人でぶらり入っても良いし、少人数ならわいわい騒ぎながら盛り上がることも出来ます。私はよく一人で行きます。お得意さんとも行きます。税理士仲間とも行きます。そして家族も連れて行きます。

ある日の私の夕食。

とりあえず“生”突き出しは“煮豆”(これもお勧め)。「今日は何が旨い。」「今日は河岸で鯖のいいのがありました。」で、“しめ鯖の炙り”と“ざる豆腐”“揚げ銀杏”に“牡蠣の塩辛”。2杯目は“にごりいも”のお湯割り。3杯目は熊本焼酎“ピッコロ”のロック。

貴方もお一人でカウンターに座ってみてはいかがですか? 相手が欲しいときには是非私に声を掛けてください。

私のお勧めメニュー

- ・牛筋煮込み (バケット添え)
- ・芋コロッケ
- ・牡蠣豆腐
- ・蛤酒蒸し
- ・刺身はその日の店長お勧め
- ・焼き魚もその日の店長お勧め
- ・手作りざる豆腐
- ・その他色々

そしてもっとお勧めは“おにぎり”と“お茶漬け”。一度店長のおにぎりについての『蒔蓄』を聞いてみてください。

中島美和 提供

- 税務申告書には税理士本人が署名と押印の上、税理士である旨を付記すること。ゴム印等による記名ではないことに注意。
- 税務代理をする場合には、「税務代理権限証書」を提出しなければならない。また、税務調査の立合いは税理士が行なわなければならない。この場合、税理士証書を提示しなければならない。又税理士会員章（バッジ）を着用しなければならない。
- 税務申告書を作成したときは、「税理士業務処理簿」をその都度作成すること。
- 税理士業務を適正に遂行するため、使用人等を監督し十分な教育に努めること。
- 税理士でない者と業務を提携し、又は業務を代理すること等は禁止されている。（税理士法、会則等違反）
- 関与先名簿及び従業員名簿の署への提出を必ず行なうこと。
- これからの予定
- 税理士証書及び会員章（バッジ）の点検
と き 平成16年3月22日（月）午前10時～午後4時
平成16年3月23日（火）午前10時～午後4時
ところ 支部事務局
必ず税理士本人がおいで下さい。
- 別途案内状を発送いたします。

[渉外対策部]

法人会、商工会議所及び日本橋税務署からの依頼を受けて、税務相談及び改正税法説明会等のための会員派遣を下記のとおり実施しました。

○税務相談

日本橋法人会	会 場	担当税理士
平成15年10月 6日(月)	京橋プラザ	二瓶正之
11月 5日(水)	〃	岩本忠司
12月 2日(火)	〃	小西正則
商工会議所本部	会 場	担当税理士
平成15年10月17日(金)	東商ビル	小山剛史
11月 7日(金)	〃	小山剛史
11月28日(金)	〃	小山剛史
12月19日(金)	〃	天野貞雄

○改正消費税法の説明会

商工会議所中央支部	会 場	担当税理士
平成15年10月 7日(火)	銀座プロッサム	井上健治
11月25日(火)	日本橋公会堂	井上健治

11月28日(金)	〃	井上健治
12月 5日(金)	〃	井上健治

○青色決算書の作成及び改正消費税法の説明会

日本橋税務署	会 場	担当税理士
平成15年12月11日(木)	日本橋税務署	井上健治
12月12日(金)	〃	井上健治

[法対策委員会]

1.東京税理士会法対策委員会と支部法対策委員会との合同会議

開催日	平成15年11月15日（水）
場 所	税理士会館4階
出席者	池田法対策委員長、中沢法対策委員、福岡法対策委員
議 題	東京税理士会法対策委員会から支部法対策委員会への平成15年度の課題検討の依頼及びその趣旨説明が行われました。

2.支部法対策委員会等における課題検討の結果報告

- 上記合同会議の際、検討依頼のあった統一課題
- (1) 商法（第2編会社）全面改正に伴う会社法制の方向に関する検討について
- (2) 商法改正関連事項について（会計監査人の設置範囲についてほか3項目）

11月7日に当支部幹事の方々に書類を送付依頼し、意見を提出していただいた。

11月21日に委員3名で意見の取りまとめと整理を行い、同日東京税理士会に報告しました。

なお、前記統一課題に先行して東京税理士会より依頼があり、その他の検討課題「税制改正・税務行政」につきましても幹事の方々から、多数御意見をいただき取りまとめの上、10月24日に報告しました。皆様の御協力に感謝申し上げます。

[情報システム委員会]

《研修会報告》

1.電子申告と電子納税の基礎知識

日 時	平成15年10月20日（月）午後1時～3時
講 師	日本橋支部情報システム委員 秋元玲子氏
場 所	日本橋倶楽部4階

《今後の予定》

1.ドキュワークス教室

日 時：平成16年2月12日（木）午後3時～午後6時

テーマ：会計事務所のペーパーレス化

講 師：富士ゼロックス担当者

プレゼンター：

日本橋支部情報システム委員 濱川久子氏

場 所：日本橋支部 会議室

中央都税事務所からのお知らせ

★1月は、償却資産の申告月です。

償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在に所有している資産を申告していただくことになります。

申告期限は平成16年2月2日（月）ですが、期限間近になりますと窓口が混雑しますので、お早めに申告して下さるようご協力をお願い致します。

★住宅用地の申告のお願い

1月1日現在、住宅の敷地として利用されている土地（住宅用地）については、固定資産税・都市計画税の税負担が軽減されています。

平成15年中に以下のような変更があった土地を23区内に所有している方は、各都税事務所へ申告をしてください。

- ① 住宅を新築・増築した場合
- ② 住宅を全部又は一部取り壊した場合
- ③ 住宅を建て替えた場合
- ④ 家屋の用途を変更した場合
- ⑤ 土地の用途（利用状況）を変更した場合
- ⑥ 住宅が災害等の理由により滅失・損壊した場合

提出期限は平成16年2月2日（月）ですが、なるべくお早めをお願いいたします。

詳しくは、23区内の都税事務所までお問い合わせください。

★点字で課税の内容をお知らせします。

東京都では、目の不自由な方のために、納税通知書に税額等を点字刻印したお知らせを同封するサービスを行っています。2月末日までにご連絡をいただければ、平成16年度から対応いたします。希望される方は、主税局相談広報係（電話03-5388-2924）までお申し出ください。なお、既にご利用されている方には、再度ご連絡いただくなくても引き続き点字のお知らせをお送りいたします。

★「にせ都税事務所職員」にご注意を！

最近、都税事務所職員の名前をかたり、電話で法人のFAX番号や、個人の家族構成・金融機関の口座番号等を聞きだそうとする「にせ電話」が多発しているほか、税金の集金を装い、直接都民宅を訪問する事例が発生しています。

東京都の税務職員は、電話や訪問時に必ず、所属・氏名を明示しています。不審と思われる場合は、応対する前に、都税事務所にご確認下さい。

問い合わせ先 中央都税事務所

電話03-3553-2151（代表）

ちょっとひとこと

災害伝言ダイヤル171

災害時、家族の安否確認のため「伝言ダイヤル」の利用法

1、まず「連絡電話番号」を決めておきます

2、伝言するときには

171→ガイダンス→1番→市外局番から「連絡電話番号」

3、伝言を聞くときには

171→ガイダンス→2番→市外局番から「連絡電話番号」

簡単なことなので、家族で話し合っておきましょう。（浅野）

舞台マナー

いろいろの席上で、マイクを持つことがあります

1、舞台上で礼をするときは少し下がり

2、歌うときに一步前に出るとスマートです

3、歌唱中、間奏で花束を受け取り、抱える場合はマイクに包装セロファンの音が入らないように。（福本）

支部会員異動のお知らせ

平成15年12月24日現在
(15年9月16日～15年12月24日)

〈入会〉

9月16日 木内 誠 〒103-0022 日本橋室町
2-3-16
三井六号館5階
清新税理士法人
TEL 3271-5247

10月16日 河原万千子 〒103-0022 日本橋室町
3-1-8
税理士法人協和会計事務所
TEL 3241-4978

11月19日 橋本 陽子 〒103-0025 日本橋茅場
町1-6-2
網中第一ビル3階
小西保税理士事務所内
TEL 3666-9088

11月19日 高木 啓至 〒120-0005 日本橋馬喰
町1-1-2
ゼニットビル7階
成田一正税理士事務所内
TEL 5640-2057

12月17日 山川慎一郎 〒103-0004 東日本橋
2-12-4
東日本橋池田ビル3F
TEL 3865-2666

〈転入〉

9月30日 温井 徳子 〒103-0028 八重洲
1-6-3 八重洲ビル3階
TEL 3231-0515

10月9日 村上 隆彦 〒103-0024 日本橋小舟
町4-1 伊場仙ビル6階
北濱郁男税理士事務所内
TEL 5645-2313

12月2日 小林 孝至 〒103-0025 日本橋茅場
町1-6-3 山榮ビル
パートナーズ総合税理士
法人
TEL 5644-0511

12月8日 赤根 豊 〒103-0028 八重洲
1-5-9-8F
TEL 3516-8986

12月10日 林田 浩志 〒103-0025 日本橋茅場
町1-12-4
茅場町会館7階
TEL 5847-0120

12月11日 宮原 裕徳 〒103-0022 日本橋室町
1-1-3 紅花ビル3階
TEL 6202-7174

12月15日 廣瀬 雅則 〒103-0022 日本橋室町
2-5-11
TEL 3246-1645

12月24日 小此木広史 〒103-0002 日本橋馬喰
町1-12-7
シティハイツ日本橋805号
TEL 5614-9571

〈転出〉

黒川 和郎 練馬東支部へ
根岸 良子 中野支部へ
柿本 哲 四谷支部へ
塩原 利武 荻窪支部へ
高橋 純子 京橋支部へ
三瓶 眞澄 本所支部へ
落合 宏一 京橋支部へ
駒井 良理 京橋支部へ

〈退会〉

泰 幸吉 業務廃止
近藤 一巳 業務廃止

〈事務所変更〉

9月18日 安田 京子 〒103-0004 日本橋
2-2-5
ジャコワ東日本橋1104

9月25日 木村三喜男 〒103-0013 日本橋人形
町2-10-4
アオイビル2階

10月10日 森上 譲 〒103-0005 日本橋久松
町11-8 久松町118ビル

10月24日 枡木伸二郎 〒103-0014 日本橋蛸殻
町2-13-1 NSビル4階

〈事務所電話変更〉

9月30日 松井 純一
TEL 3660-5751

〈住所変更〉

- 9月18日 滝口 利子 〒283-0005 千葉県東金市田間1141-1
- 9月18日 安田 京子 〒274-0825 千葉県船橋市前原西6-1-40-402
- 9月26日 村田 裕 〒103-0015 中央区箱崎町44-5-B901
TEL 3665-3563
- 9月30日 掛川 義夫 〒136-0073 江東区北砂7-1-25
エスタブU・マサキ606号
TEL 5634-2596
- 10月9日 村上 隆彦 〒251-0035 神奈川県藤沢市片瀬海岸1-7-22-310
TEL 0466-60-1203
- 10月21日 林 孝子 〒135-0016 江東区東陽2-3-16-615
TEL 5683-9774
- 11月10日 神奴 帯刀 〒103-0007 中央区日本橋浜町2-34-1-806
TEL 5643-2233
- 12月8日 赤根 豊 〒167-0023 杉並区上井草2-16-12
- 12月8日 金 佳子 〒271-0072 千葉県松戸市竹ヶ花62-18
青山荘101
TEL 047-367-4232
- 12月9日 木村 吉成 〒174-0054 板橋区宮本町9-2 ダイヤモンドレジデンス板橋本町303
- 12月18日 橋本 正典 〒336-0026 さいたま市南区辻1-3-17
- 12月22日 松田 和彦 〒338-0007 さいたま市中央区円阿弥4-13-2
TEL 048-857-7065

〈住所電話変更〉

- 10月24日 湯田 隆二
TEL 047-158-1757

〈会員死亡〉

- 下川 秀壽 (大正3年10月27日生れ89歳)
平成15年12月1日死亡
- 森川 一二 (大正14年9月24日生れ78歳)
平成15年12月8日死亡

広報部よりお知らせ

イ、広報誌 [にほんばし]

1. 1号～50号合本

(昭和44年11月発行～昭和61年9月発行)の余部があります。

ご希望の方は支部に申し出てください。無料ですが送料は各人負担となります。

2. 51号～100号

合本は予算の関係等で作成していませんが、パイプ式ファイルで事務局に保存してあります。コピーも可能です。

ロ、新企画の情報提供をお願いいたします

末尾に用紙を閉じ込みましたので、FAXで事務局までお願いいたします。



編 集 後 記

明けましておめでとう御座います。

新春の102号をお届けいたします。

ご寄稿くださいました会員並びに松尾日本橋署長の皆様に年末年始のお忙しい中、ご執筆いただきましたことを感謝申し上げます。

年末の大納会、明けの大発会の高値を弾みに景気上昇の良い年になって欲しいものです。

今号も例年同様、年男、年女シリーズ、研究論文、私のあしあとを掲載いたしました。

次号発行は6月の予定であります。研究論文、随筆等のご寄稿、表紙の写真を皆様からお寄せいただきたくお願い申し上げます。

原稿〆切 6月7日

編集委員：浅野汎子 福本光男 佐々木則司
三輪裕昭 高橋美津子 鈴木 毅
藤山清春

広 報 部

FAX 03-3639-1727

平成 年 月 日

氏 名

“ちょっとひとこと”

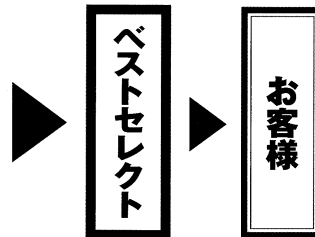
“ここが旨い”

税理士協同組合が株主となり、全国の税理士と関与先企業に対して、福祉共済制度の普及・推進することを目的に、昭和47年に日税サービスは設立されました。

全ての保険コンサルタント（総合保険代理店の私たちにご相談ください）

「東税協の経営者大型保障プラン」・「全税共の所得補償保険・医療保険（30%割引）」をはじめ、複数の保険会社（生保・損保）の中から最適な商品を選び、お客様の現在・将来を把握分析して、オリジナルなプランをご提案します。

- A 生保会社
- B 生保会社
- C 生保会社
- D 損保会社
- E 損保会社
- F 損保会社



ご家族を守る

ご家族のライフサイクルに合わせて…

企業を守る

業種・規模・経営環境・経営方針等企業の特性に合わせて…

税理士保険代理店提携制度

総合保険代理店である弊社と共同して、
顧問先の保全、および保険販売の
拡大を図りませんか？

www.nichizei-net.com

ネット販売

インターネットで、24時間いつでも加入できます！

**AIUの
海外旅行保険**



うるおいのある社会・ゆとりのある生活

絵画の御用命は
文化事業部へ

ホームページにて
お好みの絵柄が
選べます

税理士先生
20%OFF

「出番のないベンチ」
by 櫻井幸雄



出番のないベンチ
雲が湧く

日税ホームページをご覧ください

幹旋

セコム・ホームセキュリティ **プラス**

火事・救急・泥棒・非常通報…など。
24時間オンラインでご家族の安全
を見守り、万一の際には安全のプロ
が駆けつけます。

東京税理士協同組合専属代理店
全国税理士共栄会 指定代理店



株式会社

日税サービス

〒163-1310 東京都新宿区西新宿6-5-1 (新宿アイランドタワー10F)

大 代 表 03-5323-2111

F A X 03-5323-2123

税理士会館1階

直営売店

税理士業務に関する第一線のアンテナショップ



在庫書籍は1万冊

電話・FAX
インターネットによる
在庫の確認や
注文もOK



書棚



書式コーナー

組合員には一部の書籍を除き割引の特典があります

東京税理士協同組合

税理士会館〒151-0051東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 TEL. 03-3354-6141(代) FAX. 03-3354-6446

<http://www.nichizei.or.jp/tokyo>